

【答申の概要】

諮問第 149 号 産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）

件名	産業廃棄物処分業許可申請書等の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）
本件対象文書	特定事業者に係る下記の書類 平成 17 年 11 月 18 日付けで静岡県知事あて提出した産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第 1 ～ 3 面及び中間処理施設の概要 平成 18 年 5 月 8 日付け「産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について（通知）」
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）
実施機関	静岡県知事（廃棄物リサイクル室）
諮問期日	平成 18 年 7 月 13 日
主な論点	(1) 特定の事業者を不許可とした理由等は、条例 7 条 3 号の事業活動情報に該当するか。 (2) 産業廃棄物処分業等の不許可処分に係る行政不服審査が、公文書開示決定の判断に影響するか。

**審査会の結論**

静岡県知事が、特定の事業者に係る産業廃棄物処分業許可申請書及び当該不許可処分の通知について、その一部を開示するとした決定は妥当である。

**審査会の判断**

1 本件公文書の内容

- (1) 産業廃棄物処分業許可申請書のうち、申請書第 1 ～ 3 面及び中間処理施設の概要
- (2) 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について（通知）

異議申立人は、本件対象公文書のうち、

ア 不許可処分通知における理由記 3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）中 5 行目 27 文字目から 7 行目最後まで

イ 理由記 5（当該不許可処分の法的根拠）

を除く部分については争わないと述べているため、当審査会は、ア及びイが条例第 7 条第 3 号に該当するか判断した。

2 産業廃棄物処分業等の許可申請に対する不許可処分について

行政手続法第 8 条に基づき申請に対する拒否処分を行う場合、その理由を付記することが義務付けられており、その趣旨は、申請者が不服申立てや訴訟の提起を判断するため及び処分庁の判断が公正かつ慎重に行われ、恣意的なものでないかを担保するためとされている。

3 不許可処分の理由記 3（許可取消処分の取消訴訟の経過等）及び不許可処分の理由記 5（当該不許可処分の法的根拠）について

本来、県が行った不許可処分の根拠や理由は、異議申立人が指摘するように、県の「一方的な評価・意見である」がゆえに、県の判断が公正であるのか、恣意的でないかを検討する機会を設けるため、県民にも明らかにすることが求められる。また、産業廃棄物処分業が周

辺の生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることから、処分業者には、一般の事業者以上に、事業内容を説明する責務があるといえ、開示すべき事柄である。

本件において、当該根拠や理由は、異議申立人の経営上のノウハウや秘密を記載したのではなく、公にしても、これがゆえに風評を形成し、異議申立人の名誉を毀損し、競争上の地位を害し、後に回復が困難な事態を生ぜしめるとは認められない。また、これを公にすることにより、当該産業廃棄物処分業の許可に反対する地元の住民運動を助長するおそれがあるとしても、産業廃棄物処分業に関する情報を周辺住民に開示する必要性を上回るほどに、異議申立人の利益を侵害するとは認められない。

したがって、当該部分は、公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

なお、行政不服審査法には情報公開法の適用を除外する規定はなく、関係文書を非公開とする旨の規定も特段設けていない。よって、条例第7条第3号の該当性は、別途行政不服審査が行われているか否かに関わらず、公にした場合に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかを基準に判断するものである。